総合計画/実施計画書 兼 事 務 事 業 評 価 シート 事業期間 H21 ~ H23

部局名 保健福祉部 担当部局 課室名 高齢者福祉課

于 /C/91[H] 1101	1120						
1. 基本施策名等(基	基本計画におけ	る「基本施策名」	等を記入)				
基本施策ID			基	本 施	策	名	
1 - 1 - 4	保健・福祉	止・医療が連携した	包括的なサ	ービスを進め	つる		
重点施策ID			I	点	施策	名	
1 - 1 - 4 -	- 1 福祉	サービス内容の充	実				

業 名	介護給付費等費用適正化事業	事業区分	2	①新規	②継続	③その他	<u>F</u> (
日事 業 名			1)	①毎年	②隔年	③その他	<u>h</u> (
事業 主体	市	実 施 形 態	(I)	①直営	②指定管	デ理 ③	託	
車業種 別	① ①自治事務 ②法定受託事務			④その [,]	他 (
足施期間	平成 18 年度 ~ 平成 23 年度 根:	拠法規						
ト種の計画·	への反映(=根拠計画) 第4期老人保健福	ら社計画及び介護保備 の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは の対象のでは のがあれる のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは のがあるのでは の	建事業計	画	集 I D			
3. 事業の	内容等							
事業の背景 平成19年:	- T - S - S - S - S - S - S - S - S - S		名	称 均	也域支援事	業		
学の背景 平成19年 で成20年度が			名補用	1	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	業 県 20%	その他 20%	
学の背景 平成19年 で成20年度が	3月に「大分県介護給付適正化計画」が策定され 3月に「大分県介護給付適正化計画」が策定され 2000年で開を強化期間と位置づけ、適正化事業	業の補助事業		1	国	県		
事業の背景 平成19年 平成20年度が	3月に「大分県介護給付適正化計画」が策定され 3月に「大分県介護給付適正化計画」が策定され 2000年で開を強化期間と位置づけ、適正化事業		1	1	国	県		

介護給付の適正化を図り、不適切な給付を 削減する一方で、利用者に対する適切な介護 サービスを確保することにより、介護給付費 や介護保険料の増大を抑制する。

【対象】

介護給付費通知を実施し、良質な事業展開のために必要な情報提供を行うとともに、国保連合会の介護給付適正化システムなどの活用を図り、不要なサービスの提供がなされていないか検証を行なう。また、認定調査票やケアプランの点検を行ない、要介護認定やケアマネジメント等の適正化を図る。 **許価結果に基づき見直した内容**「近代の存在性とのなどは変正化支援システムの道入を図

F

平成21年度より給付適正化支援システムの導入を図る。

	E宅高齢者			拡大	<u>ールス21</u> る。	中皮より 桁内 週	正に又版ッハノ、	ログ寺八と囚
	予算・決算の状		,					(単位:千円)
	財源内訳	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23~
	国庫支出金		146	556	378	977	977	977
_	県支出金		73	278	189	488	488	488
予	地方債							
算	その他							
~	一般財源		143	539	368	978	978	978
	하		362	1, 373	935	2, 443	2, 443	2, 443
	国庫支出金		106	336	364		/	/
, <u>.</u>	県支出金		53	168	182] /		
決	地方債] /		
算	その他							
~	一般財源		104	326	353] /		
	alt		263	830	899	V		

	実績と課題	1			110		
平成18年	度	平成19年	度	平成20	年度	課	題
【実績】 介護給付費通知	1回	【実績】 介護給付費通知	4 回	【実績】 介護給付費通知	1 4回		
i成目標と前年度 活動指標		 況・・・・・・事業成果 業の実施件数	の目標となる	指標と目標教値			
効率指標	_						
成果指標	一人当た	りの年間介護給付費	貴伸び率の低減	(介護保険三施語	没及びグループ	『ホームは除く)	#
	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	備考
年 度	n 1/			AL WIND	伸び率	伸び率	
年 度 種 別	<u> </u>	伸び率	伸び率	伸び率	I		
	n 1/	伸び率	伸び率 8.9	6.9	対前年以下	対前年以下	
種別	n 1/	伸び率 8.9	_		7	対前年以下	
種別目標値	n 17		8. 9	6.9	7	対前年以下	

総合計画/実施計画書兼事務事業評価シート

評価対象年度 H20 年度

評価実施年度 H21 年度

 担当部局
 部局名
 保健福祉部

 課室名
 高齢者福祉課

6. 前年度の事業評価 評価に関する視点 1 2 3 4 5 時代や市民ニーズの変化への対応、事業目的の緊急性、重要性、さらに 評価 必要性 は他の自治体の動向等を踏まえて評価する。 低い ← → 高い 平成19年6月に厚生労働省より「介護給付適正化計画に関する指針」が出され、平成20年3月に大分県の「介護給付適 正化計画」が策定された。これによると、平成22年度までの3年間を適正化強化期間と位置づけ、各保険者が適正化事業に取り組むように定められているため。 由 1 2 3 4 5 この事業は行政が実施しなければならない事業なのか、民間でサービス 行政の 評価 を供給できないのか等、民間との役割分担を考慮して評価する。 不要 ← → 必要 厚生労働省からの「介護給付適正化計画に関する指針について」により、介護給付適正化は各保険者が行うものとなっ ているため。 1 曲 手段の 1 2 3 4 5 行政がこの事業を行うこととした場合、事業実施の方法は妥当か、効率 評価 妥当性 的な方法なのか等、外部委託や受益者負担等を含めて評価する。 低い ← → 高い 介護給付費通知は、現在のところ国保連合会に作成を依頼しているため。(A41枚あたり5円) 珊 曲 1 2 3 4 5 事業の効果は上がっているのか、事業は効率的に実施できたのか、事業 事業の 評価 経費は事業実績と比べてどうか等、費用対効果も含めて評価する。 화 低い ← → 高い 被保険者からの介護給付費通知に対する問い合わせはいただいている。ただ、通知したことによる具体的な事業効果 (介護給付費の低減等) は判定できないため。 曲 1 2 3 4 5 全ての行政経費の削減が求められる中で、予算を減額できないか、でき 事業の 評価 ないのであればその理由はなぜか等、事業経費の面について評価する。 減額 ← → 増額 介護給付費通知事業費の大半は郵送料となっており減額は困難である。また、今後は他の適正化事業も実施していく予 定であるため。 曲 1 2 3 4 5 事業経費と同様、職員全体を削減せざるを得ない状況の中で、組織の見 直し、グループ制の活用、外部委託等の様々な手法を含めて評価する。 評価 4 制 減員 ← → 増員 要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化、事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化などを推進 していく必要があり、更なる内容の充実や実施回数の拡充を図るよう求められているため。 曲 今後の事業規模の方向性について、事業の必要性、緊急性、事 C ח F E R 業経費や担当職員数の増減等を検討し、社会情勢や市民生活への影響等も十分考慮した上で、事業全体としてどのような方向へ進めていくのかを総合的に判断する。 F 評価 規模 廃止 終了 統合 縮小 維持 拡大 大分県介護給付適正化計画により、平成20年度から3カ年間を強化期間と位置付け、適正化事業の内容の充実や実施回数等の充実が求められている。そこで、介護給付費通知については現行どおり実施しながら、今後は介護給付適正化支援システムを利用し、ケアプランチェックや既存の認定データと給付データの突合による適正チェックや分析を行い、要介 曲 護認定やケアマネジメントの適正化を図っていくこととする。 その他、特記事項 事業の内容や事業規模に関する意見、補足説明、事業改善の方向性等、特記すべき事項を記載する。 第3期介護保険事業計画中の介護給付費は、高齢化率の進展や施設の整備等により前年度に比べ平成19年度が7.5%、平成20 年度が約5%程度上昇している。現在、要介護認定率及び平成20年度上半期被保険者1人当り給付費ともに県下においてトップ となっており、介護給付適正化は急務となっている。 ・平成21年度より要介護認定調査について、認定調査項目の見直しと第1次判定システムの変更が一部行われたことから、介護 認定調査員や介護認定審査会委員と十分な連携をとり、要介護認定の適正化を図る必要がある。 ・平成21年度より地域包括支援センターが民間委託されたことから、介護予防サービス計画のケアプランチェックをどのように 行っていくか検討する必要がある。 課長 班長 担当者 部 長 内镇 @bungo-ohno.jp E-mail